





#### 第16号の7様式記載要領

- 1 この申告書は、法第74条の10第5項の規定により還付を受けようとする場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 4 製造たばこの数量を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 5 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載に係る製造たばこについて法第74条の14第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額を記載すること。